

**埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策(機械等整備)事業  
実施要領施行細則**

令和元年11月18日

元埼玉豚協発第33号

(趣旨)

第1条 この細則は、埼玉県養豚協会豚コレラ緊急対策(機械等整備)事業実施要領(令和元年年11月18日元埼玉豚協発第32号。以下「要領」という。)第11条の規定に基づき、機械等の利用に係る運用の方法等について必要な事項を定めるものとする。

(賃貸借の期間)

第2条 要領第4条の規定により、会長が定める期間は、次のとおりとする。ただし、この期間は会長及び利用者が協議の上、更新し、又は短縮することができる。

- (1) 死体保冷保管庫 6年
- (2) 車両消毒ゲート 7年
- (3) その他の機械等 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表の規定による耐用年数

2 会長は、利用者の都合により前項各号の期間を短縮した場合は、利用者に対し機械等の残存価格に相当する額を請求し、利用者はこれを支払うものとする。

3 前項の規定は、利用者が埼玉県内において家畜として豚又はいのししを飼養しなくなったときも、これを適用する。ただし、一時的に中止する場合又は他の養豚経営体へ当該事業を承継する場合は、この限りでない。

(機械等の賃貸料)

第3条 要領第8の規定により、会長が別に定める機械等の賃貸料は、協会が当該機械等の取得に要した経費(消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)に次の各号に掲げる率を乗じて得た額と協会が当該機械等の取得に要した経費のうち、消費税及び地方消費税に相当

する額の合計額とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

- (1) 死体保冷保管庫 1/4
- (2) 車両消毒ゲート 1/2
- (3) その他の機械等 1/4

附 則

この細則は、令和元年11月18日から施行する。